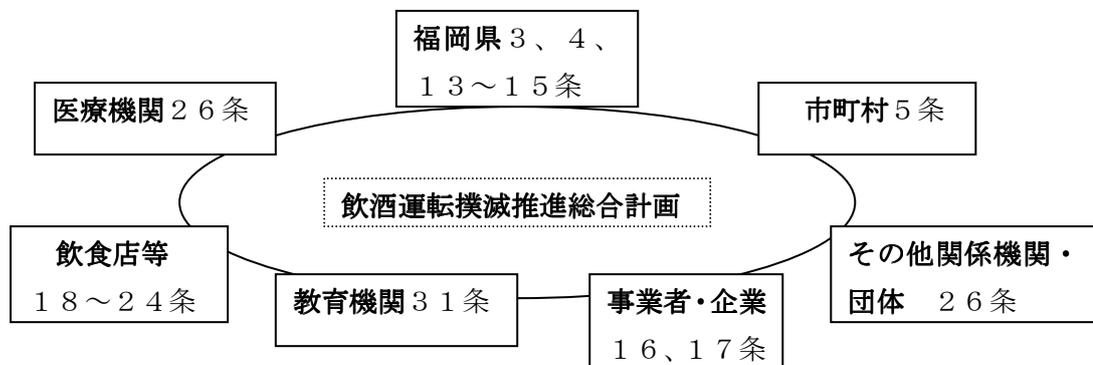


飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の概要

1 本条例の制定理由・理念（前文）

- 道路交通法等による規制強化の限界
- 法は事後対策（飲酒運転者の取締り）。原因に遡った予防対策（治療と啓発）と飲酒運転の抑止対策（通報、飲食店の取組等の水際阻止）を条例で。
- 高い再犯率→（原因）アルコール依存症か認識の甘さ（低い遵法意識）
- アルコール依存症対策と教育及び徹底した啓発の必要性

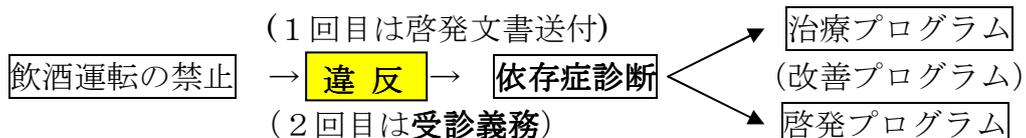
2 撲滅運動の推進体制（26条）



- 行政機関の役割・責務(4条、5条)
- 雇用主としての役割・責務
 - ※県の機関(13条～15条)
 - ※事業者(16条) → 飲酒運転撲滅宣言企業(17条)へ誘導
 - 従業員（社員）又は学生が通勤・通学途上で違反者となった場合、その旨の通知 → 再発防止義務
- 医療機関の役割・責務 → 対策医療センターの指定(26条3項、4項)
- 教育機関の役割・責務(31条) → 年齢等に応じた飲酒運転防止教育
(小学校では規範意識の育成等)

3 アルコール依存症対策と啓発措置（7条～12条）

- 本人の義務（7条1項～10条）



- ※ 受診義務の履行は、受診命令 → 違反には過料(37条)で確保

- 家族・知人の努力義務
 - 通報又は相談(7条2項)
 - 治療等の支援又は啓発への参加(12条)

4 飲酒運転の抑止措置～特定事業者（飲食店等）の責務（18条～25条）

→飲食店、酒屋、酒類を販売するコンビニ、駐車場管理者が対象。

〈共通〉

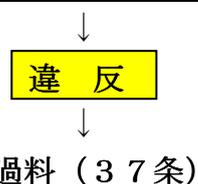
- 啓発ポスター等の掲示等(18条1項)
- 通報義務(24条)→タクシー業務員、運転代行業者も対象

〈飲食店の努力義務〉（18条2項）

- ※単独の来店者の場合→車両利用の有無の確認等
 - ※グループ来店者の場合→ハンドルキーパーの確認
 - ※退店時の確認（声かけ）、運転代行の紹介等
- 飲酒運転撲滅宣言の店(21条)への誘導

〈違反者が飲酒した飲食店の義務〉（19条、20条）

- 飲酒運転防止措置の実施義務（対象は違反者を出した飲食店）
 - 再度違反者を出すなど公安委員会規則に該当
 - 指示書の交付**→（指示違反）→**違反事実の公表**と**指示書掲示義務**



5 その他の措置、取組等

- 飲酒運転撲滅連絡会議の設置（26条）
 - 県、市町村、飲食店等営業者の団体、対策医療センター、その他関係の機関・団体で撲滅推進総合計画（27条）を策定
- 飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣(28条)
 - 市町村、地域団体等の活動支援
- 表彰(32条)
- 飲酒運転撲滅の日、撲滅週間(33条)
- 被害者の支援(34条)

6 施行日等

平成24年4月1日（一部の規定は公布日から7月以内の規則で定める日）